

## 議長に議会招集権を付与することを求める意見書

地方自治体の長と議会の議員を直接選挙するという二元代表制の下では、長と議会は対等の機関であり、議会は自治体運営の基本的な方針を議決し、執行機関を監視・評価することが求められている。

さらに、地方議会が住民の負託にこたえ、その機能を十分に発揮していくためには、政策立案や政策提言を積極的に行うなど、地方議会の権能強化を図っていく必要があり、議会の役割はますます重要となっている。

しかしながら、一部の地方自治体において、長が法令の規定に違反し、議会を招集せず、専決処分を濫用し、議会の権能を封じ込める事態が発生している。

これは、二元代表制の否定につながり、地方自治の根幹を揺るがす重大な問題であって、看過できるものではない。

よって、国におかれては、地方議会の自立性を確立し、議会が与えられた機能を発揮するためにも、長のみが議会を招集する現行の仕組みを改め、議長にも議会招集権を付与する地方自治法の改正を早急に行われるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月15日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  あて  
内閣総理大臣  
総務大臣